

子どもの手当と医療

(1) 子育て家庭への手当

児童手当

中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方に支給されます。（令和6年9月分まで）

受給するためには申請が必要です。支給の開始は申請した月の翌月分からです。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんので、御注意ください。

●手当額

年齢	3歳未満	3歳以上小学校卒業まで (第1子・第2子)	3歳以上小学校卒業まで (第3子以降)	中学生
月額	1万5千円	1万円	1万5千円	1万円

※ただし、所得制限限度額以上の方は月額一律5千円

※児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

●申請に必要なもの

・請求者名義の金融機関の預金通帳

・マイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類）

＜請求者（本人）が申請する場合以下の2点が必要です。＞

1 請求者及び配偶者等並びに別居監護児童の番号確認書類

【マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード】

2 身元確認書類※

＜代理人が申請する場合以下の3点が必要です。＞

1 請求者及び配偶者等並びに別居監護児童の番号確認書類【マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カードまたはその写し】

2 請求者からの委任状等、本人の代理人として証明できるもの

3 代理人の身元確認書類※

※身元確認書類

1点でよいもの：マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、旅券等

2点必要なもの：健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、国民年金手帳、戸籍謄本、戸籍抄本、被保護証明

- ・児童手当用所得（課税）証明書（請求者及び配偶者等）（マイナンバーの確認を受ければ原則不要）
※1月1日現在（受給開始月が1月～5月の方は前年1月1日、6月から12月の方は本年1月1日）川崎市に住民登録がなかった方のみ。
- ・請求者本人の健康保険証の写しまたは年金加入証明書（マイナンバーの確認を受ければ原則不要）
※国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の組合員で、勤務先からの支給ではない方は、マイナンバーの確認による省略はできません。
※年金加入証明書は申請時に窓口でお渡ししますので、後日勤務先で証明を受けてください。
- ・その他必要書類（児童と別居している場合など）

●申請の窓口

区役所区民課（住民記録第2係）、支所区民センター（児童手当担当）
TEL113・114 ページ参照 ※公務員の方は原則勤務先

●制度改正について

令和6年10月分（令和6年12月支給分）より、新制度が適用されます。所得制限が撤廃され、高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方に手当が支給されます。養育しているお子さんの年齢や人数によって支給額が異なりますので、詳しくは、下記にお問合せください。

問合せ先

児童手当制度改正コールセンター TEL222-7315

※設置期間：令和6年5月13日から令和7年3月31日まで
区役所区民課（住民記録第2係）、支所区民センター（児童手当担当）
TEL113・114 ページ参照 ※公務員の方は原則勤務先

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないお子さん（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で一定の障害の状態にある方）を監護している父、母、または父母に代わってお子さんを養育している方に手当を支給します。支給の開始は申請した月の翌月分からです。ただし、所得制限があります。令和6年11月分（令和7年1月支給分）より、所得制限限度額が引き上げられる予定です。

●手当額

児童 1 人のとき……………月額 45,500 円

(所得額に応じて 45,490 円～10,740 円)

児童 2 人のとき……………児童 1 人のときの月額に月額 10,750 円

(所得額に応じて 10,740 円～5,380 円) を加算

児童 3 人以上のとき………3 人目から児童 1 人増すごとに 6,450 円

(所得額に応じて 6,440 円～3,230 円) を加算

※() は、手当の一部を受給できる方の手当額です。

※令和 6 年 1 1 月分(令和 7 年 1 月支給分)より、児童 3 人以上のときの
加算額が、児童 2 人のときの加算額と同額に引き上げられる予定です。

●支給月

年 6 回(1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月)

●申請の窓口

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

地区健康福祉ステーション(児童家庭サービス担当)

TEL113・114 ページ参照

問合せ先

上記の申請窓口

災害遺児等福祉手当

「災害」により 18 歳未満のお子さんと同一生計を営む父または母等が死亡、
または重度の障害(身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方)を有することになった
場合、そのお子さんを扶養している保護者の方に手当を支給します。

●手当額

児童 1 人につき月額 3,000 円(申請月分から支給)

●支給月

年 2 回(9 月・3 月)

●申請の窓口

区役所区民課(住民記録第 2 係)、支所区民センター(児童手当担当)

TEL113・114 ページ参照

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

TEL200-2674 FAX200-3638

(2) 医療費の助成

小児医療費助成制度

お子さんの保険医療費の自己負担額（食事療養費標準負担額を除く）を助成します。令和5年9月に制度拡充があり、通院医療費についても中学校3年生まで助成の対象とし、所得制限はなくなりました。

対象年齢	通院(診療等)	通院(調剤)	入院
0歳～小学校3年生	全額助成	全額助成	全額助成
小学校4年生～中学校3年生	1回あたり500円を超える額を助成	全額助成	全額助成
市民税所得割非課税	全額助成		

※この制度では、申請者は原則として父母のうち所得の高い方(生計中心者)となります。

※小学校4年生～中学校3年生については、通院(病院での診療等)1回あたり500円までは医療機関等の窓口にてお支払いいただき、500円を超える額を川崎市が助成します。ただし、申請者が市民税所得割非課税の場合は、医療機関等での窓口負担はありません。

●申請方法

対象年齢	申請時期	申請の窓口	申請に必要なもの
【医療証の交付申請】 0歳～中学校3年生	お子さんが生まれた時、又は川崎市に転入した時に、医療証の申請をしてください。	区役所保険年金課 (後期・介護・医療費助成担当)、 支所区民センター(保険年金担当) TELは、113・114ページ参照	①お子さんの健康保険証 ※1 ②父母のマイナンバーの確認に必要な書類 ※2 ③所得を証明する書類 ※2 (所得審査の方法によっては必要) ④窓口に来られる方の身元確認書類 (代理人(同一住民票以外の方)が申請する場合は、委任状が必要)
【県外の医療機関で受診等の助成申請】 0歳～中学校3年生	医療機関に医療費を支払った後、受診した翌月からなるべく早めに助成の申請をしてください。(受診してから5年を過ぎた場合は時効となり、助成できません。)	令和5年4月以降は一部の手続がオンラインでできるようになりました。	①お子さんの健康保険証 ※1 ②入院分の領収書 ③申請者名義の金融機関の預金通帳又は口座番号のわかるもの ④高額療養費・家族療養付加金等の支給決定通知書 (該当の方のみ)

※1 令和6年12月に健康保険証の廃止が予定されております。その後の健康保険証をお持ちでない場合の対応については、市ホームページを御覧になるか、申請の窓口までお問合せください。

※2 所得審査の方法や、「所得を証明する書類」及び「マイナンバーの確認に必要な書類」の詳細については、市ホームページを御覧になるか、申請の窓口までお問合せください。

問合せ先

上記の申請窓口

ひとり親家庭等医療費助成制度

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるお子さん（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は 20 歳未満まで）を養育している母子家庭や父子家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額を除く）を助成します。

所得制限があります。

●申請の窓口

区役所保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）

支所区民センター（保険年金担当）

TEL113・114 ページ参照

問合せ先

上記の申請窓口

(3) 医療の給付

養育医療の給付

生まれたときの体重が 2,000 グラム以下又はこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定養育医療機関に入院したとき、健康保険の対象になる入院医療費の一部を市が負担します。

- 申請の窓口

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

TEL113・114 ページ参照

問合せ先

上記の申請窓口

結核児童の療育費給付

結核にかかった 18 歳未満のお子さんが、指定療育機関に入院するときに、健康保険の対象になる入院医療費の一部や、学習用品及び日用品にかかる費用の一部を市が負担します。保護者の方の所得に応じて費用の負担があります。

- 給付の内容

入院医療、学習用品、日用品の給付

- 申請の窓口

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

TEL113・114 ページ参照

問合せ先

上記の申請窓口

障害者自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害がある、または医療を行わないと障害が残る恐れがある病気にかかっている 18 歳未満のお子さんが、指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときに、医療費を助成します。保護者の方には医療費の 1 割（所得によって毎月の負担限度額あり）を負担していただきます。所得制限があります。

●申請の窓口

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

TEL113・114 ページ参照

小児慢性特定疾病医療給付

特定の疾病にかかり、一定の基準に該当する 18 歳未満のお子さん（継続の場合は 20 歳未満）が、指定小児慢性特定疾病医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときに、費用の一部を市が負担します。申請者の方の所得に応じて費用の負担があります。

●対象疾患区分

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

●申請の窓口

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

TEL113・114 ページ参照

問合せ先

上記の申請窓口